

# Go To トラベル事業

---

# Go To トラベル事業の概要

- 国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の 1 / 2 相当額を支援。
- 支援額の内、① 7 割は旅行代金の割引に、② 3 割は旅行先で使える地域共通クーポンとして付与。
- 一人一泊あたり 2 万円が上限（日帰り旅行については、1 万円が上限）。
- 連泊制限や利用回数の制限なし。

旅行代金の全体

自己負担額

支援額  
(代金の 2 分の 1 相当額)

①旅行代金割引

支援額の 7 割  
( 3 5 % )

②地域共通  
クーポン

支援額の  
3 割  
( 1 5 % )

【地域共通クーポン】

- 1 枚1,000円単位で発行する商品券。お釣りなし。  
(1,000円未満の端数が生じる場合は四捨五入。端数が500円以上の場合は1000円のクーポンが付与。)
- 支援額 3 割を地域共通クーポンとして利用者に配布。
- 地域の観光協会や観光地域づくり法人(DMO)・商工会・商工会議所等を通じて、地域の店舗の参加・登録を呼びかけ。
- 事務局で一括発行し、旅行代理店や宿泊施設で配布。

①旅行代金割引と②地域共通クーポンが1セット

# 支援額の例

## ○具体的な利用イメージ

### ① 1人で1泊2万円の場合

旅行代金/宿泊代金

20,000円

支援額

旅行代金の1/2相当額  
10,000円

(支援額上限は1人1泊2万円)

支援額の内訳

地域共通クーポン : 3,000円

旅行代金割引 : 7,000円

### ② 1人で1泊5万円の場合

旅行代金/宿泊代金

50,000円

支援額

支援額上限は1人1泊  
20,000円

(旅行代金の1/2相当額は2万5千円)

支援額の内訳

地域共通クーポン : 6,000円

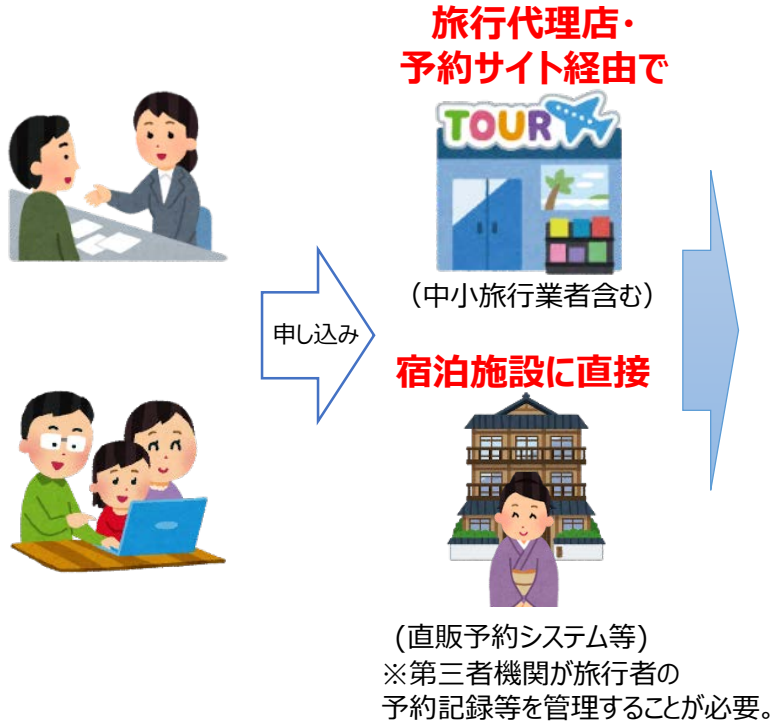
旅行代金割引 : 14,000円

# 割引対象となる旅行商品

## 宿泊旅行の場合

 ..... 割引対象範囲

### 個人旅行（家族旅行含む）



#### ① 宿泊（※）+ 交通機関等のセットプラン

宿泊+航空・鉄道・バス・旅客船・タクシー・高速道路等



※性風俗関連特殊営業を営む宿泊施設を除く  
※宿泊と交通機関等がセットになった商品の場合は、交通機関等も割引対象。

#### ② 宿泊のみ

(※個人で手配する交通は割引対象外)



※高速道路料金のみや、交通機関のみは割引対象外。

#### ③ 宿泊に準ずるもの

クルーズ・夜行フェリー・寝台列車  
※座席のみとみなされるものを除く

### 団体旅行



#### 例① 修学旅行



※宿泊施設が、宿泊サービスと交通サービスをセットで商品販売する場合は、原則として旅行業の登録が必要。

#### 例② 職場旅行



# 割引対象となる旅行商品

## 日帰り旅行の場合

 ..... 割引対象範囲

○ 往復の乗車券等の移動+**旅行先での消費となる**食事や観光体験等とのセットプランが対象。

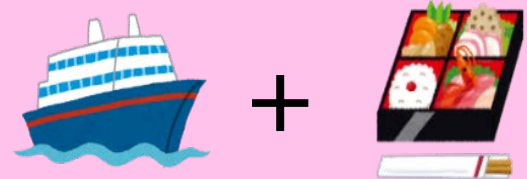
個人旅行（家族旅行含む）  
・ 団体旅行

例：往復交通+a

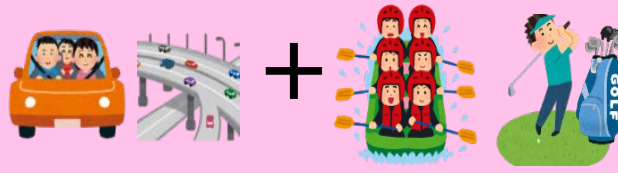
往復乗車券 + 日帰り温泉券



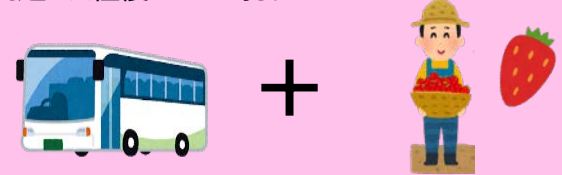
往復乗船券 + 旅行先でのランチ



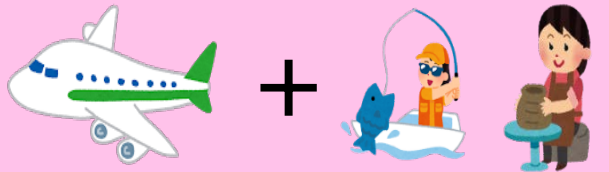
高速道路周遊バス + 体験型アクティビティ



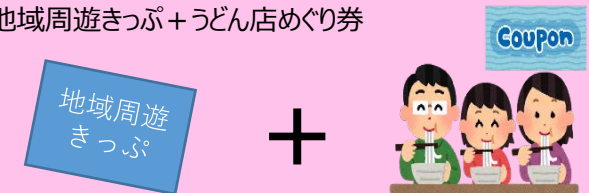
高速バス往復 + いちご狩り



往復航空券 + 体験型アクティビティ



地域周遊きっぷ + うどん店めぐり券



※地域周遊きっぷは往復の乗車券等を組み合わせたものであることが必要。

旅行代理店・  
予約サイト経由で



(中小旅行業者含む)

〔旅行業登録を受けた交通事業者が販売する場合を含む〕

申し込み

# 旅行者による利用イメージ①

例) 1泊2食付き1人2万円の温泉旅館に宿泊する場合

## 宿泊施設



### ① 宿泊予約

(宿泊施設に直接、旅行代理店・予約サイト経由)

支援額 (代金の2分の1相当額)

### ② 旅行代金割引

支援額の7割程度

= 7,000円分

(※旅行者は13,000円支払)

### ③ 地域共通クーポン配布

支援額の3割程度

= 3,000円分

## 旅行者



## 地域共通クーポン取扱店舗

(旅行先の土産物店、飲食店、  
観光施設、アクティビティ、交通機関など)

### 土産物店



### 飲食店



### 観光施設



### 交通機関



### ④ 地域共通 クーポン利用

# 旅行者による利用イメージ②

例) 2泊3日 1人10万円のツアー旅行（往復の交通費、宿泊費等込み）に参加する場合

## 旅行業者

※ 1人1泊あたり2万円が支援額の上限  
→ 2泊では4万円の支援

### ①旅行商品予約

支援額（支援額の上限を適用）

②旅行代金割引  
支援額の7割程度  
= 28,000円分※

（※旅行者は72,000円支払）

③地域共通クーポン配布  
支援額の3割程度  
= 12,000円分※

## 旅行者

地域共通クーポン取扱店舗  
（旅行先の土産物店、飲食店、  
観光施設、アクティビティ、交通機関など）

土産物店



飲食店



観光施設



交通機関



④地域共通  
クーポン利用

# 旅行者による利用イメージ③

例) 1人3万円の日帰り旅行（往復の交通費＋食事や観光体験等）に参加する場合

## 旅行業者



※ 1人あたり1万円が支援額の上限

### ①旅行商品予約

支援額（支援額の上限を適用）

### ②旅行代金割引

支援額の7割程度

= 7,000円分※

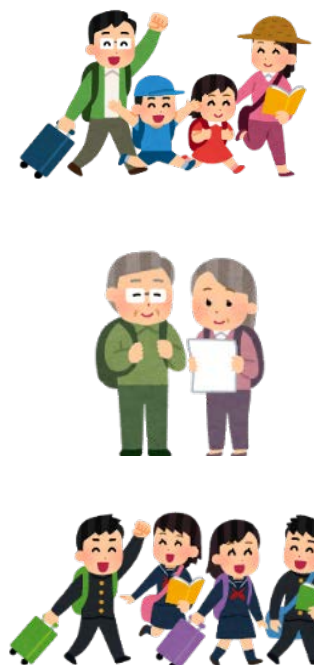
（※旅行者は23,000円支払）

### ③地域共通クーポン配布

支援額の3割程度

= 3,000円分※

## 旅行者



地域共通クーポン取扱店舗  
（旅行先の土産物店、飲食店、  
観光施設、アクティビティ、交通機関など）



### 観光施設



### 交通機関



### ④地域共通 クーポン利用

# 地域共通クーポンの概要

## ○ 地域共通クーポンについて

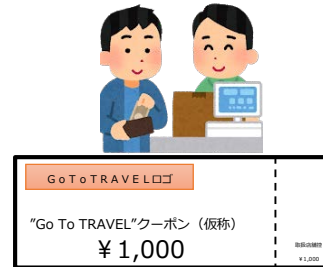
- ・ 地域共通クーポン付の本格実施日は9月1日以降で別途お知らせする日。
- ・ お渡しする地域共通クーポンは、旅行代金の**15%**（代金の1 / 2 相当額×3割）（※）。  
※ 1枚1,000円単位で発行する商品券。お釣りなし。（1,000円未満の端数が生じる場合は四捨五入。端数が500円以上の場合には1000円のクーポンが付与。）
- ・ 旅行先の**都道府県＋隣接都道府県**において、**旅行期間中**に限って使用可能。

### 地域クーポン利用イメージ



地域共通クーポン提示、  
商品・サービス購入に利用

#### ①紙媒体のクーポン（商品券）



#### ②電子媒体のクーポン



#### 地域共通クーポン取扱店舗（※）

（旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、  
アクティビティ、交通機関など）

##### 土産物店



##### 飲食店



##### 観光施設

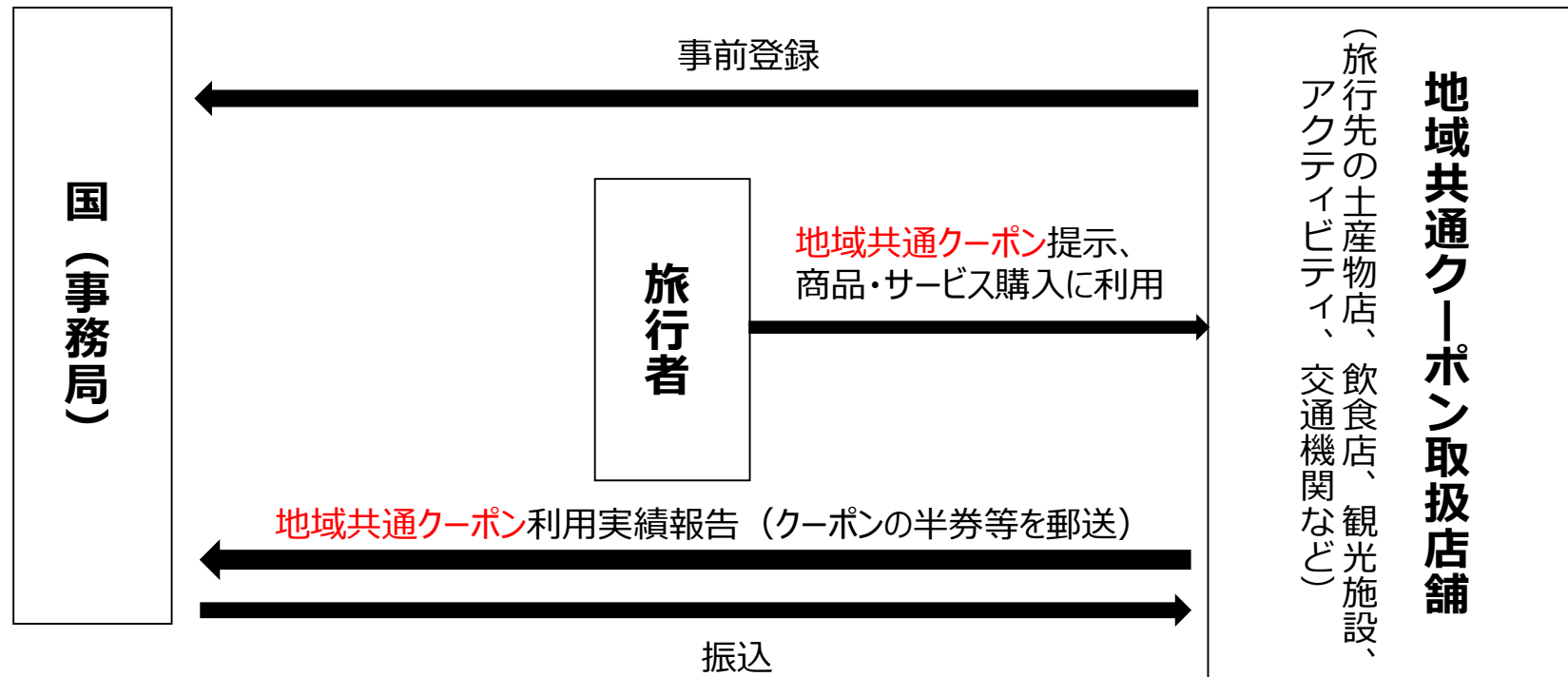


##### 交通機関



※ 地域の観光協会や観光地域づくり法人（DMO）・商工会・商工会議所等を通じて、地域の店舗の参加・登録を呼びかけ。8

# 地域共通クーポン取扱店舗における手続きの流れ



- クーポンの取扱店舗は、旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関など幅広い業種を対象とし、全国津々浦々から広く募集。
- 本制度の概要や登録手続きが地域の事業者の方に十分に御理解いただけるよう、地域の観光協会や観光地域づくり法人(DMO)・商工会・商工会議所等を通じて、きめ細かく周知（事務局においても、（オンライン）説明会の開催、問合せのための専用コールセンターの設置などにより、周知を実施）。
- 取扱店舗には、わかりやすい形でステッカー等を掲示するとともに、取扱店舗の一覧をHPなどで周知。
- 取扱店舗からクーポンの半券等の郵送を受けた上で、あらかじめ登録された銀行口座へ補助金を振り込む等の形で精算することを想定。

# 地域共通クーポンの発行形態・券種

## 【①紙クーポン】

・発行券種：券種1,000円

【偽造防止対策】

隠し文字等

表面

【利用エリア】  
旅行会社・宿泊事業者で  
スタンプを押印

(例) 宿泊地＝長野県の場合

長野県

群馬県 埼玉県  
新潟県 富山県  
山梨県 岐阜県  
静岡県 愛知県



【有効期間】  
旅行会社・宿泊事業者で  
記入orスタンプを押印

2020.11.3

裏面

【取扱店舗控】  
取扱店舗で保管



【本券】  
事務局に郵送して  
精算

# 地域共通クーポンの発行形態・券種

## 【②電子クーポン】 ・発行券種：券種1,000円、2,000円、5,000円

### ① 受取ページへのログイン

### ② 発行したい券種を選択

### ③ クーポン発行

### ④ 取扱店舗のQRコード読み取り

ようこそ、Go To Travelクーポンページへ  
旅をおとくに、思いっきり楽しもう！

GoTo travelクーポン  
宿泊施設へのチェックイン後、発行可能になります

予約した旅行会社

旅行会社を選択して下さい

エラー旅行会社を選択してくださいの文章

予約番号・受付番号等

番号を入力して下さい

エラー番号が見つかりませんの文章

クーポンをみる

クーポンを発行

以下の中から使いたい金額を選んでください  
これ以外の単位で使用することはできません

残高 有効期限：10月22日

¥8,000  
No.1234567890123456

利用可能地域：長野/富山/新潟/山梨/岐阜/静岡  
発行宿泊施設：ああああああああああああああ  
18文字目から折り返しああああホテル

利用する金額を選ぶ

¥1,000 ¥2,000 ¥5,000

クーポンを発行する

クーポンを発行

以下の中から使いたい金額を選んでください  
これ以外の単位で使用することはできません

クーポンを発行しました

¥2,000  
残高 ¥8,000

今すぐ使う

LINEで送る

とっておく



### ⑤ 店舗に提示し 決済確認

※取扱店舗においては、登録完了時に提供されるQRコードを置けば、特段の設備の用意は不要。

# 地域共通クーポンの利用可能店舗

- ・ **地域共通クーポンの取扱店舗**として、Go To トラベル**事務局の登録**を受けた店舗（土産物店、飲食店等のほか、観光施設、交通機関、アクティビティ等を含む。）
- ・ 地域共通クーポン取扱店舗かどうかは、**店頭でのステッカー・ポスター**・**掲示、リストの公式HPでの公表**により、旅行者にわかるよう可視化

## ステッカーのイメージ

使用可能なクーポン  
(紙・電子) を可視化

GO TO  
トラベル  
GOTO TRAVEL

地域共通  
クーポン  
取扱店舗

ご利用可能なクーポン

☐ 紙クーポン  
☐ 電子クーポン

が使えます。

この店舗の所在地は、

都・道  
府・県

です。

# 地域共通クーポンの配布方法

| 旅行・宿泊商品の購入先 |            | 発行形態 | 旅行者に<br>配布する主体       |
|-------------|------------|------|----------------------|
| ① 旅行者業者等    | 店頭販売       | 紙    | 旅行業者等                |
|             | WEB<br>販売等 | 紙    | 宿泊施設<br>(宿泊施設の了承が必要) |
|             |            | 電子   | 事務局                  |
| ② 宿泊施設      |            | 紙    | 宿泊施設                 |

※ 事務局は、旅行業者等や宿泊施設に対して、あらかじめ一定数の紙クーポンを発送。不足が見込まれる場合には、旅行業者等又は宿泊施設からの事前連絡に基づき、事務局から追加配送を行う。

※ 旅行業者等・宿泊施設は、旅行者に紙クーポンを引き渡す前に、有効期間及び利用エリアを事務局から配布するスタンプ等により記載した上で、旅行予約ごとに、配布する紙クーポンの裏面左下の券番号を記録・保管するか、裏面右上のQRコードを読み取り記録・保管する必要がある。



## ① 旅行業者等で旅行の申込をした場合

### 原則

- ・ 旅行業者等が旅行者に紙クーポンを配布（旅行代金精算時など）

旅行業者等



旅行者



- ※ 旅行の申込がキャンセルされた場合には、旅行業者等の責任において旅行者から紙クーポンの返還を求める  
（仮に返還が行われない場合には、事務局は旅行業者等又は旅行者に対し、当該紙クーポンの金額に相当する金額の請求を行う）

## ① 旅行業者等で旅行の申込をした場合

### WEB販売等

#### i) 宿泊施設が旅行者に紙クーポンを配布（チェックイン時）

旅行業者等



枚数等を伝え  
宿泊施設に依頼

宿泊施設



旅行者



#### ii) 電子クーポンを配布（旅行日当日）

旅行業者等



予約番号、宿泊日  
宿泊施設名  
等を伝達

事務局



旅行者



## ② 宿泊施設に直接宿泊の予約をした場合

**宿泊施設**が旅行者に紙クーポンを配布（チェックイン時）

宿泊施設



旅行者



※ チェックイン後に宿泊内容の変更等（例：滞在日数の短縮）があった場合であって地域共通クーポンの付与枚数が減少する場合には、宿泊施設の責任において旅行者から紙クーポンの返還を求める  
（仮に返還が行われない場合には、事務局は宿泊施設又は旅行者に対し、当該紙クーポンの金額に相当する金額の請求を行う）

# 地域共通クーポンの取扱いに関する留意事項（禁止事項）

地域共通クーポンと**現金との交換**



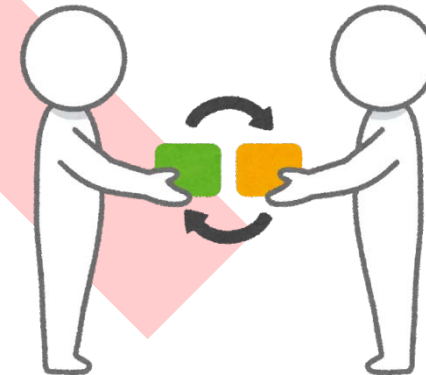
地域共通クーポンで購入した商品の  
**返品の際の返金**



券面額以下の利用の場合の**お釣りの返却**



**地域共通クーポンの交換**



# フランチャイズ店・商店街・商業施設等における登録・精算

|                     | 取扱店舗の登録                                                   | クーポン券の精算                                                  |
|---------------------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 複数の店舗を持つ事業者         | とりまとめて申請                                                  | とりまとめて請求                                                  |
| フランチャイズ店            | <u>原則</u><br>とりまとめて申請                                     | とりまとめて請求 <u>可能</u>                                        |
| 商店街<br>・<br>大型商業施設等 | 〔 商店街を構成する事業者や<br>商業施設のテナントなどについて 〕<br>とりまとめて申請 <u>可能</u> | 〔 商店街を構成する事業者や<br>商業施設のテナントなどについて 〕<br>とりまとめて請求 <u>可能</u> |

- ※ 取扱店舗の登録申請のみをとりまとめ、精算の請求は個々の事業者毎としても構わない。
- ※ 事務局では、とりまとめに係る費用を負担しない。

# 問い合わせ先

## Go To トラベル事業 コールセンター



**0570-017-345**

受付時間：10:00～19:00 年中無休

IP電話等からの  
お問い合わせ先

**03-3548-0525**

受付時間：10:00～17:00 土日祝・年末年始休み

## Go To トラベル事務局公式サイト

### ▼ 事業者向けサイト

<https://biz.goto.jata-net.or.jp/>

### ▼ 旅行者向けサイト

<https://goto.jata-net.or.jp/>

(参考)

# Go To トラベル事業の開始時期

## ○ 事業開始は、令和2年7月22日（水）から。

- ・ 海の日を含む 7月4連休 の前日の 7月22日 以降に開始する旅行代金の 割引を先行的に開始。  
（ 35%割引（代金の1／2相当額×7割））  
※ この場合、支援額は一人一泊あたり1万4千円が上限（日帰り旅行については、7千円が上限）。
- ・ 7月22日 以降の旅行を 既に予約 している方々については、旅行後の 申請により割引分を還付。  
※ 還付申請の対象となる旅行商品は、本事業の登録参加事業者が販売するものに限り、本事業の割引支援の対象となるものに限る。
- ・ 7月27日（月） 以降、旅行業者、予約サイト、宿の直販予約システム等において、準備が整った事業者から、割引価格での旅行の販売を実施。  
※ 本事業の参加事業者登録の前に、割引価格での旅行の販売を行うことは不可。旅行の予約の時点で登録ができていない場合であっても還付の申請はできる。ただし、要件を満たさない等の理由により事業者の登録が認められない場合は割引や還付の対象とはならない。

7月22日  
（水）事業開始



海の日4連休

旅行・宿泊

# 還付の申請手続き

## ○ 旅行後に割引分の還付を申請する場合の流れ ※ 詳細は調整中であり、事務局の立上げ後に改めてお知らせする予定。

### (1) 旅行者から事務局への申請

※ 割引分の還付は旅行代金を受け取った者（宿泊施設を除く）を経由して行う。予約サイトで予約した場合、決済も予約サイトで行っている場合は予約サイトから、現地払いの場合は旅行者が事務局に申請する。

→以下の書類を事務局に郵送又はオンラインで提出。

(例：宿泊の場合)

- ・ 申請書（様式は事務局ホームページ・宿泊施設等で入手）
- ・ 支払内訳がわかる書類（支払内訳書、支払内訳が記載された領収書等）
- ・ 宿泊証明書（宿泊時に宿泊施設から入手）
- ・ 口座確認書

### (2) 事務局で書類を確認後、旅行者に還付

→**口座振込**



旅行者 ➡ 事務局

(郵送又はオンラインを予定)

- **Go To トラベル事業については、7月22日（水）から予定通り開始する。**

**ただし、現下の感染状況や、本事業に関する分科会の政府への提言等を踏まえ、以下の例外を設けることとする。**

- ① **東京都が目的地となっている旅行については、東京都内の旅行も含めて、当面、Go To トラベル事業の対象外とする（割引支援を行わない）。**
- ② **東京都に居住する方の旅行についても、同様に、当面、Go To トラベル事業の対象外とする（割引支援を行わない）。**

# GoToトラベル事業のキャンセル料の取扱いについて

## ○ キャンセル料の取扱いの方針について

- 東京都を目的地とする旅行と東京都に在住している方の旅行について、7月10日（金）～7月17日（金）までの間に予約した旅行者は、キャンセル時にキャンセル料を支払わなくとも良いこととし、キャンセル料を収受しないよう、旅行業者等に要請。
- 既にキャンセル料を支払った旅行者は旅行業者等に返金を求めることが可能。
- 旅行業者等に負担が生じる場合には、GoToトラベル事業の予算で対応することとする。



# 感染拡大防止に当たっての「参加条件」等について

## 参加事業者（旅行業者、宿泊事業者等）

- 本事業に参加する旅行業者・宿泊業者に対し、参加登録の申請の際に、以下の「参加条件」を満たすことを要求。
  - ・チェックインに際しては、直接の対面を避けるなど、感染予防策を講じた上で旅行者全員に検温と本人確認を実施。
  - ・旅行者に検温等の体調チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、週末も含め最寄りの保健所又は帰国者・接触者相談センターの指示を仰ぎ、適切な対応をとること。
  - ・浴場や飲食施設等の共用施設の利用について、人数制限や時間制限などを設け、3密対策を徹底すること。
  - ・ビュッフェ方式において、食事の個別提供、従業員による取り分け、もしくは個別のお客様専用トングや箸等を用意し共用を避けるなど料理の提供方法を工夫し、また、座席の間隔を離すなど、食事の際の三密対策を徹底。
  - ・客室、エレベーターなどの共用スペース等の消毒・換気を徹底すること。
  - ・「参加条件」を徹底・実施している旨をホームページやフロントでの掲示等で対外的に公表すること。
  - ・旅行商品の予約・購入時や宿泊施設でのチェックインの際等に、旅行者が順守すべき事項を周知徹底する。また、若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は一般的にリスクが高いと考えられるため控えることが望ましい。ただし、それだけをもって一律に支援の対象外とするものではなく、実施する場合には、修学旅行・教育旅行などのように、着実な感染防止対策が講じられることを前提に、適切に旅行が実施されるべきことを周知徹底する。
- 登録を受けた事業者が上記「参加条件」を満たしていない場合、登録を取消すこととする。

## 旅行者

- 参加に際し、旅行者に対し、以下の事項を周知徹底。
  - ・旅行前には、検温等の体調チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、旅行を控える。また、接触確認アプリを積極的に利用する。
  - ・旅行中には、「新しい旅のエチケット」を実施。3密が発生する場や施設等には行かない、利用しない。大声を出すような行為も控える。
  - ・検温、本人確認、三密対策はじめ、その他感染予防に関する従業員の指示に協力すること。協力しない場合、キャンペーンの利用を認めないこととする。
  - ・若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は一般的にリスクが高いと考えられるため控えることが望ましい。ただし、それだけをもって一律に支援の対象外となるわけではなく、実施する場合には、修学旅行・教育旅行などのように、着実な感染防止対策が講じられることを前提に、適切な旅行をすること。

## 移動中の対策

- 移動中における対策につき、下記の通り実施。
  - ・鉄道、バス、タクシー、航空等における換気・消毒の実施、利用者に対するマスク着用の呼びかけなど、業種別の感染拡大防止対策ガイドラインの徹底（感染数が少ない観光地等においても、他地域からの旅行者を見込んで対策を徹底）。
  - ・さらに、空港におけるサーモグラフィーによる体温確認を実施。



# 業界別ガイドラインと新しい生活様式に適合した「新しい旅のエチケット」の普及

○本事業において「**新しい旅のエチケット**」の**更なる利用者への周知**を**実施**。

○旅行者が安全安心に旅行できる環境を整備するため、

- ・ 宿泊・旅行業者等の観光関連事業者が作成された**感染拡大予防ガイドライン**の**実施の徹底**をお願いする。
- ・ 旅行者自身が感染防止のために留意すべき事項の浸透を図る。

## ○業界別ガイドライン

- ・ 5/14以降、業界団体が感染症専門家に助言を受けながら作成。（国は指導・助言）
- ・ 各エリア・場面ごとにおける留意点、対策等を規定。
- ・ 最新の状況・知見等に対応して随時見直していく。

### 【宿泊関係業界】

作成主体：日本ホテル協会、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟

### 【旅行関係業界】

作成主体：日本旅行業協会、全国旅行業協会  
【貸切バス】

作成主体：貸切バス旅行連絡会（日本バス協会、日本旅行業協会、全国旅行業協会）

### 【タクシー】

作成主体：全国ハイヤー・タクシー連合会  
等

## ○旅行者向け「新しい旅のエチケット」

- ・ 6/19に、旅行者視点での感染防止の留意点等をまとめた「新しい旅のエチケット」（発行元：旅行連絡会※、協力：国土交通省・観光庁）を公表。

※旅行連絡会…交通機関や宿泊・観光施設等の旅行関係業界の業界団体等で構成

- ・ 旅行連絡会加入団体等より、HP・ポスター掲示・チラシ配布等により旅行者へ周知を実施。

(例)

